

## 沼津市消費者教育推進地域協議会設置要綱

制定 平成28年6月7日企画部長決裁

改正 令和3年12月16日企画部長決裁

## (設置)

第1条 沼津市消費者教育推進計画（平成28年3月策定。次条において「推進計画」という。）の円滑な推進を目的として、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第1項の規定に基づき、沼津市消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、構成員相互の情報交換及び調整を行うこと。
- (2) 推進計画に関する施策又は事業の進捗状況の評価、推進計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (3) 前号までに掲げるもののほか、消費者教育に関し、市長が必要と認める事項。

## (構成)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育関係者
- (2) 消費者団体を代表する者
- (3) 事業者
- (4) 事業者団体を代表する者
- (5) 労働者団体を代表する者
- (6) 地域団体を代表する者
- (7) 市職員
- (8) 公募委員（一般消費者を代表する者）
- (9) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画部生活安心課消費生活センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮ったうえで別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱施行後最初に選出される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(沼津市消費者教育の在り方検討懇話会設置要綱の廃止)

- 3 沼津市消費者教育の在り方懇話会設置要綱（平成26年4月16日副市長決裁）は、廃止する。

(施行期日)

- 4 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 5 この改正は、令和4年4月1日から施行する。